における日本海の海域、東経百五十二度五十九分四十六秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線とのホーツク海の海域又は東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西、千葉県南房総市野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域において採捕されたすけとうだら	ロ　（略）	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
四　（略）	（略）	（略）	（略）
五　（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
六　（略）	（略）	（略）	（略）

2　（略）

3　（略）

別記様式第１号（第13条関係）

(1)　第11条第１号に掲げる漁業を営む者の場合

※受理年月日	
※処理年月日	

採捕の数量等の報告書

年　月　日

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第１項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。

船舶の許可番号		船名	
第１種特定海洋生物資源	操業区域	陸揚日	採捕の数量（kg）
すけとうだら	(1)　（略）		

のうち最初の九月一日			
における日本海の海域、東経百五十二度五十九分四十六秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線とのホーツク海の海域又は東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西、千葉県南房総市野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域において採捕されたすけとうだら	ロ　イ以外の期間	旬の末日	当該旬の次の旬の末日まで
二　（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）	（略）
四　（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
五　（略）	（略）	（略）	（略）

2　（略）

3　（略）

別記様式第１号（第13条関係）

(1)　第11条第１号に掲げる漁業を営む者の場合

※受理年月日	
※処理年月日	

採捕の数量等の報告書

年　月　日

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第１項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。

船舶の許可番号		船名	
第１種特定海洋生物資源	操業区域	陸揚日	採捕の数量（kg）
すけとうだら	(1)　（略）		